

公益財団法人 日本サッカー協会
2016年度 臨時評議員会

協議事項

<p>1. 評議員1名選任の件</p> <p>以下(1)の評議員1名が退任する為、当該評議員選出団体から推薦があった(2)の評議員1名を選任したい。</p> <p>(1)退任する評議員 嘉悦 朗 (かえつ あきら) / 横浜マリノス株式会社 前代表取締役社長</p> <p>(2)選任する評議員 中村 勝則 (なかむら かつのり) / 横浜マリノス株式会社 取締役 / 59歳</p> <p>(3)選任された評議員の任期 定款第18条(評議員の任期)の規定により、退任した評議員の任期満了の時までとなる為、2018年度に関する定時評議員会(2019年3月)の終結の時までとなる。</p>
<p>2. 会長予定者選出の件</p> <p>会長予定者選出管理委員会から告示された、会長候補者は以下の通り(50音順)。この中から、会長予定者1名を選出する。</p> <p>田嶋 幸三 (たしま こうぞう) 公益財団法人日本サッカー協会 副会長 (理事会による選出) (評議員による7名以上の推薦)</p> <p>原 博実 (はら ひろみ) 公益財団法人日本サッカー協会 専務理事 (評議員による7名以上の推薦)</p> <p>【参考】役員を選任及び会長等の選定に関する規程 第18条〔評議員による選挙〕</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会長候補者が複数となった場合は、会長選定を行うべき年の1月に開催される臨時評議員会において実施される評議員による選挙の投票での決議によって会長予定者1名を選出する。2. 前項の臨時評議員会における投票開始前に、会長候補者が各自プレゼンテーションを行う機会を設ける。3. 本条第1項の臨時評議員会において、各評議員は、1人につき1票の無記名投票を行い、選出管理委員会による開票及び集計を行う。4. 前項において、臨時評議員会を欠席した評議員は、投票を行うことはできない。5. 本条第3項の開票にあたっては、投票箱が開けられた後、選出管理委員会は投票用紙の数を声に出して数え、投票の有効性を確認する。投票用紙の数が、発行された投票用紙の数と等しいかそれ未満の場合、投票は有効であるものとし、投票用紙の数が、発行された投票用紙の数を上回る場合、選出管理委員会は投票の無効を宣言し、上述の手続きに従って直ちに再投票を行う。6. 投票用紙の数を確認した後、選出管理委員会は、続いて、各候補者に投じられた票数を計算するものとし、出席した評議員の過半数を得票した会長候補者が会長予定者となる。7. 集計が終了し確認されたら、選出管理委員会の委員長は、結果を正式に発表する。8. この投票に際して、次の場合はその投票を無効とする。

- (1) 投票用紙に署名又は記名押印を行った場合
 - (2) 投票用紙に投票者個人を特定できる記号を記載した場合
 - (3) 投票用紙に複数名の会長候補者の氏名を記載した場合
 - (4) 投票用紙に会長候補者氏名以外の言葉を記載した場合
 - (5) 選出管理委員会が交付した投票用紙以外の用紙又は方法で投票した場合
 - (6) 判読不能又は汚損された投票用紙を使用した場合
9. 投票用紙における記載の誤りは、いずれかの会長候補者を指すと確信を持って断定できない場合に限り、無効とする。
10. 出席した評議員の過半数を得票する会長候補者がいなかった場合は、最少得票者を除いて再度の投票を行うものとし、以降、過半数得票者が出るまでこれを繰り返す。

3. 役員等推薦委員会設置の件

役員を選任及び会長等の選定に関する規程（以下「規程」という）第23条に基づき、役員等推薦委員会を設置したい。

役員等推薦委員会は、今回の臨時評議員会による承認によって設置され、3月27日に開催される定時評議員会後に開催される理事会の終結の時をもって解散する。

また、役員等推薦委員会委員（以下「役員等推薦委員」という）の内、評議員会選出の委員3名並びに補欠1名及び本協会から完全に独立した立場の有識者2名を以下の通りとしたい。

【役員等推薦委員】

(1) 評議員のうち3名と補欠1名

- ① 久保 雅喜（くぼ まさき）/青森県 FA 会長
- ② 山下 憲一（やました けんいち）/香川県 FA 会長
- ③ 武田 信平（たけだ しんぺい）/川崎フロンターレ代表取締役会長
- ④ 補欠：本木 幹雄（もとき みきお）/神奈川県FA会長

(2) 本協会から完全に独立した立場の有識者2名

- ① 永島 惇正（ながしま あつまさ）/学校法人二階堂学園理事
- ② 安田 博延（やすだ ひろのぶ）/弁護士

委員長及び理事会選出の委員並びに補欠は以下の通り。

【委員長及び理事会選出の委員】

- (1) 委員長：会長予定者（規程第24第2項に基づく）
- (2) 理事のうち3名と補欠1名は、1月21日に開催された理事会において、以下の通り決定した
 - ① 大仁 邦彌 会長（規程第24条第3項に基づく）
 - ② その他の理事2名は、会長予定者に一任
 - ③ 補欠1名は、会長予定者に一任

【参考】役員を選任及び会長等の選定に関する規程

第23条〔役員等推薦委員会〕

- 1. 第2章の規定に従い会長予定者が選出された後、次期役員等の選出に関しては、会長選定を

行うべき年の2月に役員等推薦委員会を設置し、次期役員等の選出事務等について、役員等推薦委員会が管理・運営する。

2. 役員等推薦委員会は、会長選定を行うべき年の1月に開催される臨時評議員会による承認によって設置され、第31条の理事会の終結の時をもって解散する。

第24条〔役員等推薦委員〕

1. 役員等推薦委員会は、次の役員等推薦委員をもって構成する。
 - (1) 会長予定者
 - (2) 理事のうち3名
 - (3) 評議員のうち3名
 - (4) 本協会から完全に独立した立場の有識者2名
2. 役員等推薦委員会の委員長は会長予定者とする。
3. 本条第1項第2号の委員の選出にあたり、会長予定者と現行の会長が異なる場合は、当該委員に現行の会長を含めるものとし、同一の場合は、その他の理事より3名を選出するものとする。
4. 本条第1項のうち、第2号の委員は会長選定を行うべき年の1月に開催される理事会において選出し、第3号及び第4号の委員は同月末に開催される臨時評議員会において選出する。
5. 前項における委員の選出にあたっては、理事会及び評議員会よりそれぞれ理事及び評議員の中から1名の補欠を予め選出し、委員に事故がある時又は委員が会長予定者となり委員としての任務を遂行できない時は補欠として選出されたものがその任務を行う。
6. 役員等推薦委員は、役員等推薦委員会の事務運営及び役員等予定者の選出が円滑に行われるために必要と認められる事務手続きを行う権限を有し、義務を負う。
7. 役員等推薦委員は、役員等推薦委員会の事務手続きが全て完了し、かつ、本協会の定時評議員会及びその後の理事会において会長が選定され、就任したときをもって、役員等推薦委員を退任する。

第25条〔役員等推薦委員会の職務〕

1. 役員等推薦委員会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会に対して推薦する次期役員等予定者の資格審査に関する管理及び事務
 - (2) 理事会に対して推薦する次期役員等予定者の選出に関する管理及び事務
 - (3) 前2号に関する議案の理事会への付議に関する事務
 - (4) その他選出に関する事務
2. 前項において、役員等推薦委員会が選出する次期役員等予定者は次のとおりとする。
 - (1) 会長以外の理事予定者
 - (2) 監事予定者
 - (3) 事務総長予定者
 - (4) 各委員会の委員長予定者
 - (5) 名誉役員予定者